

令和7年4月1日現在

1 目的

全国の商工会議所が主催、主管、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等への参加経費の一定額を助成することで、積極的に PR 展開を図り経営基盤の強化に取り組む会員企業の経費負担を軽減し、新たな販路開拓への動機付けとする。

2 申請者の要件

高岡商工会議所の会員事業所（※1）であり小規模事業者（先着 10 事業所）

※1：高岡商工会議所の会費を完納していること。

3 助成内容

（1）助成限度額：50,000 円

（2）助 成 率：2／3

4 助成対象

令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に開催される、全国の商工会議所が主催、主管、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等のうち当所が認めるもの。

*開催が未定の商談会、展示会は申請できません。

*1事業所につき同一年度1回まで利用可。

*通算3回まで利用できるが、過去に参加した商談会、展示会等は対象外。

5 助成対象経費

宿泊費	・開催が複数日の場合 ・準備の為、前泊が必要な場合
交通費	・鉄道料金 ・高速道路料金（燃料費は除く）
出展料金	・出展料、参加費 ・展示会に係る必要最低限の小間装飾料金

*国、県、市等の補助金・助成金と事業内容が重複する申請は認められません。

*宿泊費、交通費に関しては開催地及び隣県に支店等がありそこからの参加の場合は対象外。

*上記記載のない経費は助成対象ではありません。

6 申請手続き

申請書（様式1）、商談会もしくは展示会のパンフレット等、直近1期分の決算書等を添え、商談会、展示会の開催日の14日前まで当所に提出する。（参加する商談会、展示会の主旨、規模、形態、PR効果等を考慮して助成を認めない場合がある。）

申請方法は、「窓口申請」もしくは「メールによる申請」の方法のみとする。窓口申請の場合、申請を受け付けた時間は、申請書類一式を申請窓口に出し、受理された時間とする。またメールによる申請の場合、受け付けた時間は、メールを受信した時間とする。

【申請先】

窓口申請：高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル4階 高岡商工会議所 地域振興部

メールによる申請：shinkou@ccis-toyama.or.jp

7 報告手続き

対象経費の支払いが客観的に明らかとなる資料（社外発行の領収書、振込確認書等）、報告書（様式2）、請求書（様式3）および参考資料（写真等）を添え、商談会、展示会の終了後14日以内に当所に提出する。

8 交付手続き

報告資料受理後、確認・精査の上、原則、当月20日締め／翌月10日に指定の銀行口座に振込にて交付する。

9 特記事項

- （1）助成金の振込後、事実と異なる事態が判明した場合、交付を取り消しとし、助成金および振込手数料相当額の返還を求め、以後の申請を禁止することとする。
- （2）この要項に記載のない事項は、協議の上、決定するものとする。